$K_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00552
　　イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00565

$K_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00783
　　イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00883

$K_{令7}$　ア　令和７年度市場公募都市に係るもの　0.01182
　　イ　令和７年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01329

L_n　公共下水道、流域下水道、特定公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、小規模集合排水処理施設、特定地域生活排水処理施設若しくは個別排水処理施設の整備事業に係る経費又は都道府県が行うこれらの事業に対する法令に基づく負担金に充てるために平成n年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち更新事業に係るものの額に相当する額

M_{16} ＝ 0.0086

M_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.01036
　　イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0080

N_n　平成n年度において発行を許可された下水道普及特別対策事業（「下水道普及特別対策要綱について」（平成８年４月１日付け自治準企第93号）に基づき実施する事業（「下水道普及特別対策の実施要領について」（平成８年４月１日付け自治準企第94号）により通常の下水道事業として取り扱われるものを除く。）をいう。）に係る地方債の額に相当する額

O_{12} ＝ 0.0276

O_{13} ＝ 0.0292

O_{14} ＝ 0.0259

P_n　n年度において発行について同意又は許可を得た下水道事業債臨時措置分（発行について地方財政法第５条の３第６項の規定による届出がされた地方債のうち同条第１項の規定による協議を受けたならば同条第10項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）

$K_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00552
　　イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00565

$K_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.00783
　　イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00883

L_n　公共下水道、流域下水道、特定公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、小規模集合排水処理施設、特定地域生活排水処理施設若しくは個別排水処理施設の整備事業に係る経費又は都道府県が行うこれらの事業に対する法令に基づく負担金に充てるために平成n年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち更新事業に係るものの額に相当する額

M_{16} ＝ 0.0086

M_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.0100
　　イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0080

N_n　平成n年度において発行を許可された下水道普及特別対策事業（「下水道普及特別対策要綱について」（平成８年４月１日付け自治準企第93号）に基づき実施する事業（「下水道普及特別対策の実施要領について」（平成８年４月１日付け自治準企第94号）により通常の下水道事業として取り扱われるものを除く。）をいう。）に係る地方債の額に相当する額

O_{12} ＝ 0.0276

O_{13} ＝ 0.0292

O_{14} ＝ 0.0259

P_n　n年度において発行について同意又は許可を得た下水道事業債臨時措置分（発行について地方財政法第５条の３第６項の規定による届出がされた地方債のうち同条第１項の規定による協議を受けたならば同条第10項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）